暗号資産関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、会員が、顧客と継続して、かつ、反復して暗号資産関連デリバティブ 取引を行う場合において、その顧客からの注文受付及び約定処理(以下、これらを総 称して「受注管理」という。)に関し、適正な業務運営を行うために必要な事項を 定めることにより、会員における受注管理の実施に係る体制(以下「受注管理体制」 という。)の整備を図ることを目的とする。

第2章 体制の整備

(社内規則の制定)

- 第2条 会員は、取引の受注管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内 規則を定めなければならない。
 - (1) 顧客による不適切な注文の排除に関する事項
 - (2) 役職員による不適切な注文受付及び約定処理の排除に関する事項
 - (3) 取引の決済代金又は決済に用いる暗号資産の受領に関する事項
 - (4) 注文受付時における注文内容の確認に関する事項
 - (5) 注文の受発注制限に関する事項
 - (6) 注文の受発注制限の解除に関する事項
 - (7) 表示価格及び約定価格の生成等に関する事項
 - (8) 約定処理に関する事項
 - (9) 受注管理に関する業務(以下「受注管理業務」という。)に係る適切な人員配置 及び研修等に関する事項
 - (10) 受注管理体制の監査に関する事項
 - (11) その他会員が必要と認める事項

(責任部門等)

- 第3条 会員は、前条で定める社内規則その他本規則に定める受注管理業務を担当する部門(以下「受注管理部門」という。)を設置しなければならない。
 - 2 会員は、受注管理業務に携わる役職員の業務適性を確認し、かつ、適切な人員を 受注管理部門に配置しなければならない。
 - 3 会員は、受注管理業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対 し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。
 - 4 会員は、受注管理部門並びにその責任者及び担当役員を、「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」第4条に定める取引審査部門(以下「取引審査部門」という。)から独立させるものとし、受注管理部門と取引審査部門が相互に牽制が図れる体制(役職の兼務の禁止を含むがこれに限られない。)を構築しなければならない。

(受注管理体制の実効性の確保)

- 第4条 会員は、受注管理業務が法令及び社内規則に基づき適切に行われているかについて、取引審査部門や内部監査部門等をして、定期的に点検しなければならない。
 - 2 会員は、受注管理業務において発生した顧客とのトラブルについて、その内容及 び発生理由を究明するとともに今後の対処方法を検討し、同業務の改善に努めなけ ればならない。

(不公正取引の防止)

第5条 会員は、顧客によって「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の 防止に関する規則」第2条第1項に定める不公正取引が行われないよう取引の受注 管理に努めなければならない。

(最良取引条件での執行)

第6条 会員は、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、顧客に複数の取引の方法を提供する場合には、当該会員が取り扱う暗号資産等(金融商品取引法第185条の23第1項に定める暗号資産等をいう。)の種類ごとに、最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を定めて公表し、かかる方針及び方法に従って適切に当該顧客の注文を執行する体制を整備しなければならない。

第3章 注文受付

(業務の取扱時間)

- 第7条 会員は、顧客からの取引の注文を受け付ける営業日及び営業時間を定め、顧客に 周知しなければならない。
 - 2 会員は、前項に定める営業日又は営業時間に営業を休止する場合には、あらかじめ顧客にその日時を周知しなければならない。

(注文等の確認)

第8条 会員は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用して顧客から注文を受け付ける場合には、当該注文の内容を、顧客が当該注文に係る電子計算機の操作を行う際に容易に確認し、かつ訂正できるように、顧客の取引環境を整備しなければならない。

(注文伝票)

- 第9条 会員は、顧客からの注文を記録した金融商品取引業等に関する府令(以下「業府令」という。)第157条第1項第3号に定める注文伝票(電磁的記録によるものを含む。以下同じ。)を作成し、7年間これを保管しなければならない。
 - 2 会員は、注文伝票を業府令第158条各項の定めにしたがって作成しなければならない。
 - 3 会員は、電子情報機器を介して自動的に受注する仕組みを用いて注文を受け付け る場合には、可能な限り最少の時間単位をもって受注時刻を記録し、注文伝票とし

てそのデータを保管しなければならない。

(注文訂正)

- 第10条 会員は、顧客から注文の取消し又は注文内容の変更を受け付けたときには、当該 取消し又は変更前の注文内容、変更後の注文内容その他必要な情報を記録した訂正 伝票(電磁的記録によるものを含む。)を作成し、前条に規定する注文伝票として、 7年間これを保管しなければならない。
 - 2 会員は、電子情報機器を介して自動的に注文の取消し又は内容の変更を受け付ける る仕組みを用いて注文訂正を受け付ける場合には、元の発注情報が容易に検索できるようにデータを整理し、これを保管しなければならない。
 - 3 会員は、注文の取消し又は注文内容の変更を役職員の判断によって強制入力する場合には、あらかじめ定める強制入力の承認手続きによりこれを行うものとし、強制入力を行った者及びこれを承認した者、強制入力を行った時刻及びその内容その他必要な情報を記録し、かかる情報を、強制入力による処理とそれ以外の処理とが容易に判別できる状態をもって保管しなければならない。
 - 4 会員は、前項に基づいて強制入力を実施した場合には、速やかに取引審査部門に対して、強制入力を実施した旨及びその内容を連絡しなければならず、連絡を受けた取引審査部門は、当該強制入力が適正な判断により行われたものであったかを検証の上、会員及び役職員による不公正な処理が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するものとする。会員は、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(発注制限)

- 第11条 会員は、顧客からの注文に関し、次の各号に掲げる制限について、会員において 適切と認められる水準をあらかじめ設定するなど適正な受注環境を維持するために 必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 一定の規模を超える注文について、発注を不可とする制限
 - (2) 一定の規模を超える注文について、発注を行う前に管理者(次項に規定する管理者をいう。)による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限
 - 2 会員は、前項第2号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者(以下 「管理者」という。)を設置しなければならない。
 - 3 管理者は、顧客からの注文の内容について確認の上、適切と判断されるものでな ければ、第1項第2号に規定する発注制限の解除を承認してはならない。

第4章 約定処理

(約定処理)

- 第12条 会員は、顧客からの注文を約定処理する際の基準を定めなければならない。
 - 2 前項の基準は、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 顧客からの注文受付の認識時点に係る事項

- (2) 顧客の注文を約定処理する順序に係る事項
- (3) 表示価格及び約定価格に係る事項
- (4) 顧客の注文の全部又は一部の失効又は約定処理の留保に係る事項
- (5) ロスカット取引の執行に関する事項
- (6) 約定処理の一時中断後の再開時における約定処理に係る事項
- (7) その他会員が必要と認める事項
- 3 会員は、顧客注文を約定処理する場合には、次の各号に掲げる行為を行ってはな らない。
 - (1) 顧客からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、当該顧客にとって不利な場合には、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する一方、当該顧客にとって有利な場合には、当該スリッページが発生する価格に替えて当該スリッページが発生しない価格を用いて約定処理すること。
 - (2) 顧客からの注文に係る約定処理により発生するスリッページが、会員があらかじめ定めた範囲内のときは、当該スリッページが発生する価格を用いて約定処理する場合、当該範囲を当該顧客にとって有利な方向よりも不利な方向に広く定めること。
 - (3) 顧客からの注文について、スリッページが発生する価格を用いて約定処理する 数量を会員があらかじめ設定する場合、当該数量を当該顧客にとって有利な場 合よりも不利な場合に大きく設定すること。
- 4 会員は、前3項により定めた事項を適正に実行し、顧客からの注文を約定処理するための電子情報処理組織を整備し、その保守点検に努めなければならない。
- 5 会員は、前項の保守点検を行った場合には、その結果を記録し、3年間これを保存しなければならない。

(約定処理の制限)

- 第13条 会員は、顧客からの注文に係る約定処理において、顧客全体の注文状況その他の やむを得ぬ理由により、あらかじめ顧客との取引に係る契約により示された取引価 格又は取引数量に係る条件と異なる制限を一時的に設ける場合は、その内容及び制 限期間について、速やかに顧客に告知しなければならない。
 - 2 会員は、前項により一時的に制限を設けた取引条件を解除する場合には、その旨 を速やかに顧客に告知しなければならない。
 - 3 会員は、第1項による制限措置を行った場合には当該制限措置の理由を、当該制 限措置を解除した場合にはその理由を、それぞれ公表しなければならない。
 - 4 会員は、取引の制限措置及び解除に関する決裁権を有する者及び決裁手順をあらかじめ定め、当該定めに従って制限措置の発動及び解除を行わなければならない。

第5章 取引価格

(実勢価格からの乖離の防止)

第 14 条 会員は、自社の取り扱う暗号資産等について、実勢価格と認めるデータをあらか じめ特定の上、自社における当該暗号資産等の取引価格が、当該実勢価格から著し く乖離することのないように、取引価格を常に監視しなければならない。

2 会員は、自ら取引価格を決定する場合又は会員が契約する特定の第三者をして取引価格を決定させる場合には、取引価格が実勢価格に準拠していると判断できる範囲をあらかじめ設定するものとし、取引価格が当該範囲を超えて実勢価格との乖離が生じた場合には、注文受付及び約定処理を一時中止するなど顧客保護のために必要な措置を講じなければならない。

(価格急変防止措置)

- 第15条 会員は、次の各号の方法のうち、当該会員の業務内容に応じて適切と認められる 方法により、取引価格の急変を防止するための措置の導入に努めなければならない。
 - (1) 取引価格の急変時において注文受付又は約定処理を一時的に中断する方法
 - (2) 注文受付時又は約定処理時の取引価格に上限及び下限を設定する方法
 - (3) 大量の成行注文又は直前の取引価格から著しく乖離する取引価格による注文 を受け付けた場合には、約定時の取引価格の価格帯を一時的に制限し、所定の単 位時間を経過するごとに価格帯を更新する方法
 - (4) その他会員が取引価格の急変を防止するために有効と考える方法 (取引データの保存等)
- 第 16 条 会員は、取引価格の推移を検証するため、取引価格のデータを 3 年間保存するよう努めなければならない。
 - 2 顧客から取引価格の説明を求められた場合には、前項に基づいて保存したデータ を参照の上、具体的かつ適切に説明しなければならない。
 - 3 会員は、金融商品取引法第 156 条の 64 に基づき、金融庁に対して取引情報を報告しなければならない。

第6章 注文受付等の停止

(システムトラブルによる注文受付等の停止)

- 第17条 会員は、受注管理業務を行うシステムに障害が発生し、注文受付又は約定処理が 遅延又は停止した場合には、その発生を直ちに顧客に告知しなければならない。
 - 2 前項の場合、 会員は、法令及び「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る緊急時 対応に関する規則」の定めに従いシステム障害報告を行うとともに、その写しを協 会に提出しなければならない。

(犯罪が疑われる場合の措置)

第 18 条 会員は、顧客と行う暗号資産関連デリバティブ取引について、捜査機関等から顧客との取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められるときは、速やかに、当該取引を停止するなど、必要な措置を講じなければならない。